

## 国道113号におけるバスレーンの見直しについて

### ○ 見直しの目的

交通環境に見合った交通規制により、路線バスの定時走行を確保しつつ、道路における危険を防止し、渋滞の緩和等交通の安全と円滑を図るため。

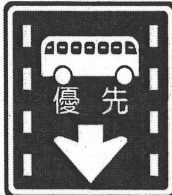
### ○ 実施時期

平成30年11月下旬を予定

### ○ 見直し実施区間

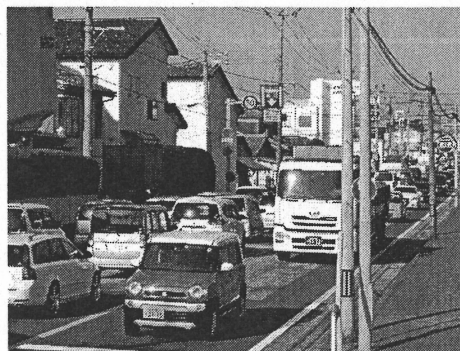
東区下山2丁目(松浜橋西詰め付近)～東区北葉町(北葉町交差点付近)約4.5km  
国道113号(一部主要地方道新潟村松三川線を含む)

### ○ 見直し内容

現在【バス専用通行帯】	見直し後【バス優先通行帯】
 <p>バス以外の車両は右左折等をする時を除き、専用レーンを通行すると違反となる。 (二輪、タクシー、普通車3人以上乗車のものを除く)</p>	 <p>優先レーンを通行できるが、後方からバスが接近してきたときは、バスの正常な運行に支障を及ぼさないように、すみやかに他の通行帯に移らないと違反となる。</p>
日曜、休日を除く7:30～9:00	土曜、日曜、休日を除く7:30～9:00

### ○ 現況の問題点

- ・約40年前に開始された規制であり、通勤時間帯における通行車両の増加や住宅地の増加に伴う交差点での右折車両の増加等、交通環境の変化に対応できていない。
- ・交差点における右折車線の設置が一部を除いて未設置であり、右折待ち車両を避けてスムーズに走行したい一般車両の専用通行帯走行が常態化。



### ○ 見直しにより期待される効果

- ・一般車両の車線選択の自由度が向上し、右折待ち車両による渋滞が緩和。
- ・公共車両優先システム(PTPS)は従来どおり機能させるとともに、バスの第2車線の走行も可能となり、空港リムジン等の速達型のバスについてはより定時性を確保。

問い合わせ先

新潟東警察署交通課

☎025(279)0110